

南知多町総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 3月13日

南知多町教育委員会

教育長 高 橋 篤

南知多町教育委員会規則第 1 号

南知多町総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

南知多町総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 3 年南知多町教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「の 2 日前」を削る。

第 7 条各号を次のように改める。

- (1) 利用期間が 5 日以上継続するとき。
- (2) その他教育委員会が不適當と認めるとき。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。